表8cの注記:

1 A:アナログ変調、N:デジタル変調

2 E は参照帯域幅における干渉地上局の等価等方輻射電力として定義される。

3 この周波数帯では、見通し外通信システムに関連する地上局のパラメータが使われていた。主管庁が見通し外通信システムを考慮する必要がないと考えるのであれば、3.4-4.2GHzの周波数帯に関連する見通し内無線中継パラメータを使って調整区域を決定してもよい。

4 非見通し外通信と想定されるデジタルシステム。よって、Gx = 42.0dBi。デジタル見通し外通信システムに対しては、上記のアナログ見通し外通信システムのパラメータが使われていた。

5 これらの値は1Hz幅に対して推定されたもので、発射の際に想定される総電力より30dB低い。

6 固定衛星業務のある種のシステムでは、より大きい参照帯域幅Bを選ぶのが望ましい。しかし、帯域幅を大きくすると調整距離が小さくなり、後で参照帯域幅を小さくしようとすると地球局の再調整が必要になる場合がある。

7 静止衛星システム

8 第5.461A号に従って通告される気象衛星業務の非静止衛星は、同じ調整パラメータを用いてもよい。

9 非静止衛星システム

10 8.4-8.5GHzの周波数帯の宇宙研究地球局は非静止衛星とともに運用する。

11 大型地球局の場合:　$P_r(p) = (G - 180)$dBW
小型地球局の場合:　$P_r(20\%) = 2\ (G - 26) - 140$dBW　　$26 < G \leq 29$ dBiの場合
$P_r(20\%) = G - 163$dBW　　$G > 29$ dBiの場合
$P_r(p)\% = G - 163$dBW　　$G \leq 26$ dBiの場合

12 第三地域の非プランバンドの放送衛星業務に適用する。

改　表9a　受信地球局と双方向に共用している周波数帯での送信地球局に対する調整距離の決定に必要なパラメータ

送信地球局が運用する宇宙業務種別		移動衛星	地球探査衛星、気象衛星	移動衛星		固定衛星、移動衛星	航空移動衛星(R)		固定衛星(3)		固定衛星	固定衛星、気象衛星	固定衛星
周波数帯(GHz)		0.272-0.273	0.401-0.402	1.670-1.675		2.655-2.690	5.030-5.091		5.150-5.216		6.700-7.075	8.025-8.400	8.025-8.400
受信地球局が運用する宇宙業務種別		宇宙運用	宇宙運用	気象衛星		固定衛星、放送衛星	航空移動衛星(R)		固定衛星	無線測位衛星	固定衛星	地球探査衛星	地球探査衛星
軌道(6)		Non-GSO	Non-GSO	Non-GSO	GSO		Non-GSO	GSO	Non-GSO		Non-GSO	Non-GSO	GSO
受信地球局における変調(1)		N	N	N	N						N	N	N
受信地球局干渉パラメータ及び基準	p_0 (%)	1.0	0.1	0.006	0.011						0.005	0.011	0.083
	n	1	2	3	2						3	2	2
	p (%)	1.0	0.05	0.002	0.0055						0.0017	0.0055	0.0415
	N_L (dB)	0	0	0	0						1	0	1
	M_S (dB)	1	1	2.8	0.9	2			2	2	2	4.7	2
	W (dB)	0	0	0	0						0	0	0
受信地球局パラメータ	G_m (dBi)(2)	20	20	30	45		45	45	48.5		50.7		
	G_r (dBi)(4)	19	19	19(9)	(8)		(8)	(8)	10		10	10	(8)
	ε_{min} (5)	10°	10°	5°	3°	3°	10°	10°	3°	3°	3°	5°	3°
	T_e (K)(7)	500	500	370	118	75	340	340	75	75	75		
参照帯域幅	B (Hz)	10^3	1	10^6	4×10^3		37.5×10^3	37.5×10^3			10^6	10^6	10^6
許容干渉電力	B 内の $P_T(p)$ (dBW)	-177	-208	-145	-178		-163.5	-163.5			-151	-142	-154